

新規制基準の背景・考え方 - テロ対策に関する要求事項 -



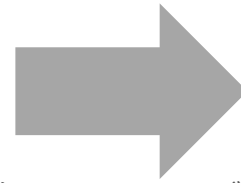
ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.219

新規制基準では、原子力発電所に対してどのようなテロ対策を要求しているのか。

国の資料における説明の概要

故意による大型航空機の衝突などのテロによる重大事故に対処するための施設を新たに設置することを求めている。また、テロリストの侵入を防止するための措置などの対策を要求している。

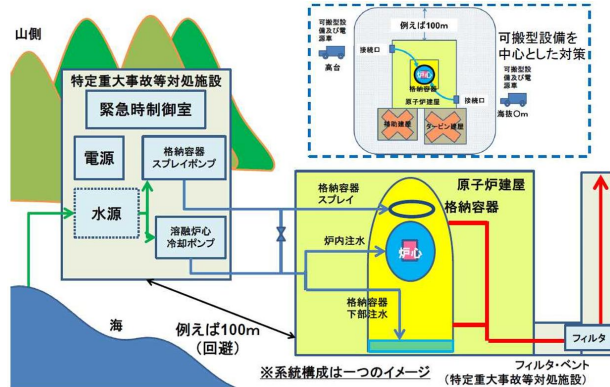


第30回ワーキング
(2025.2.12)
参考資料等

ワーキングチーム検証結果 (抜粋)

○特定重大事故等対処施設 (テロ対策施設) の概要

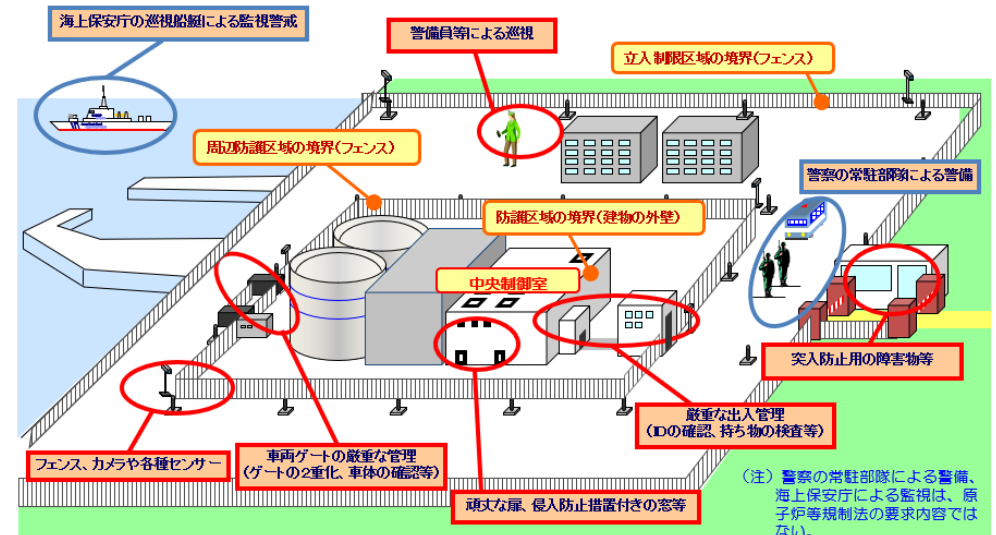
- 意図的な航空機衝突などのテロへの対策として、可搬型設備を中心とした対策の他、バックアップとして常設の施設 (特定重大事故等対処施設) の設置を要求
- 特定重大事故等対処施設は、原子炉建屋との同時破損を防ぐための措置 (例えば100m以上の離隔など) が求められている。



特定重大事故等対処施設の概要

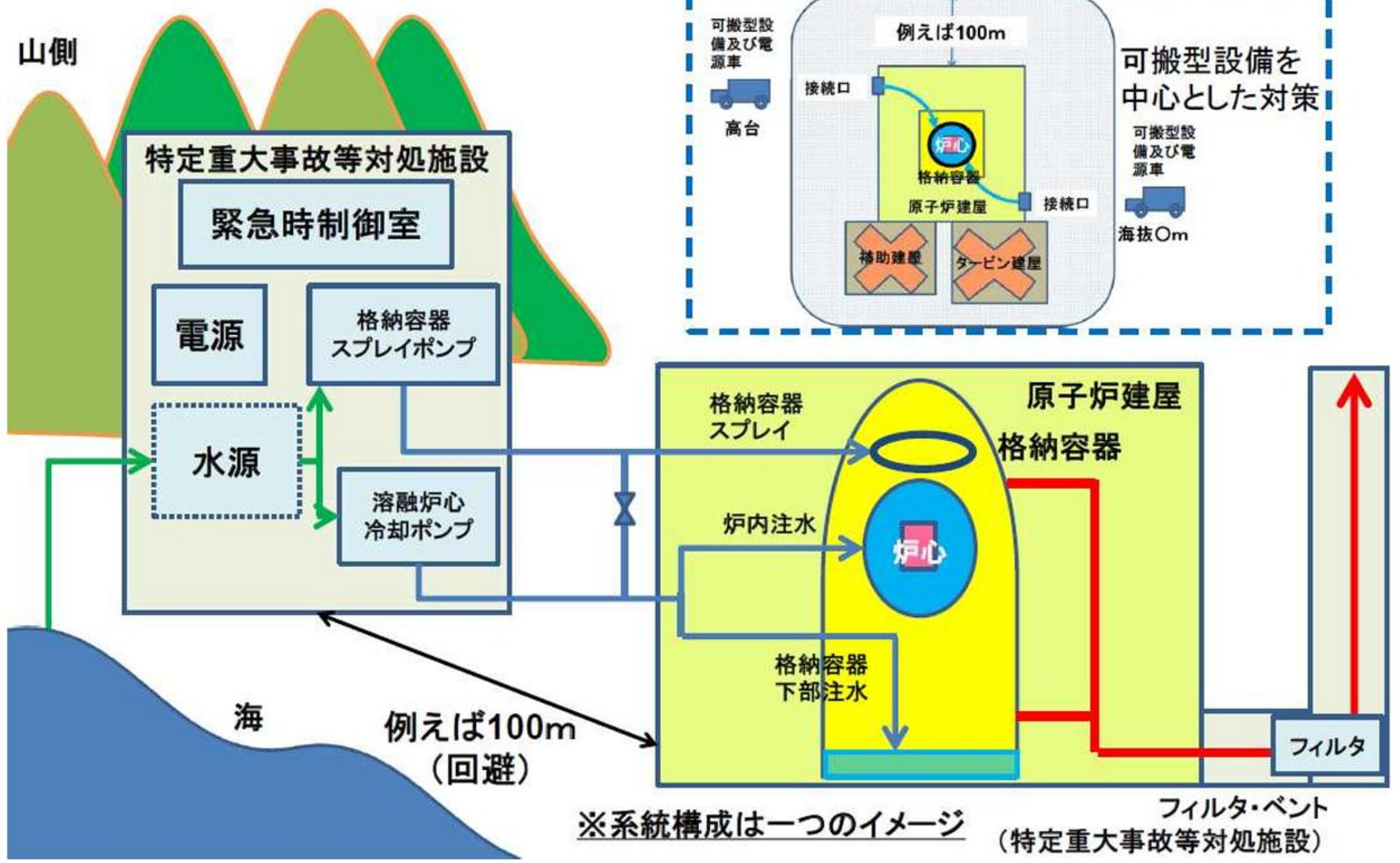
○原子力施設のテロ対策

- 原子力施設のテロ対策については、原子炉等規制法に基づき、国際原子力機関 (IAEA) の勧告等に準拠したテロリストの侵入を防止するための措置を義務付けている。



原子力施設のテロ対策 イメージ

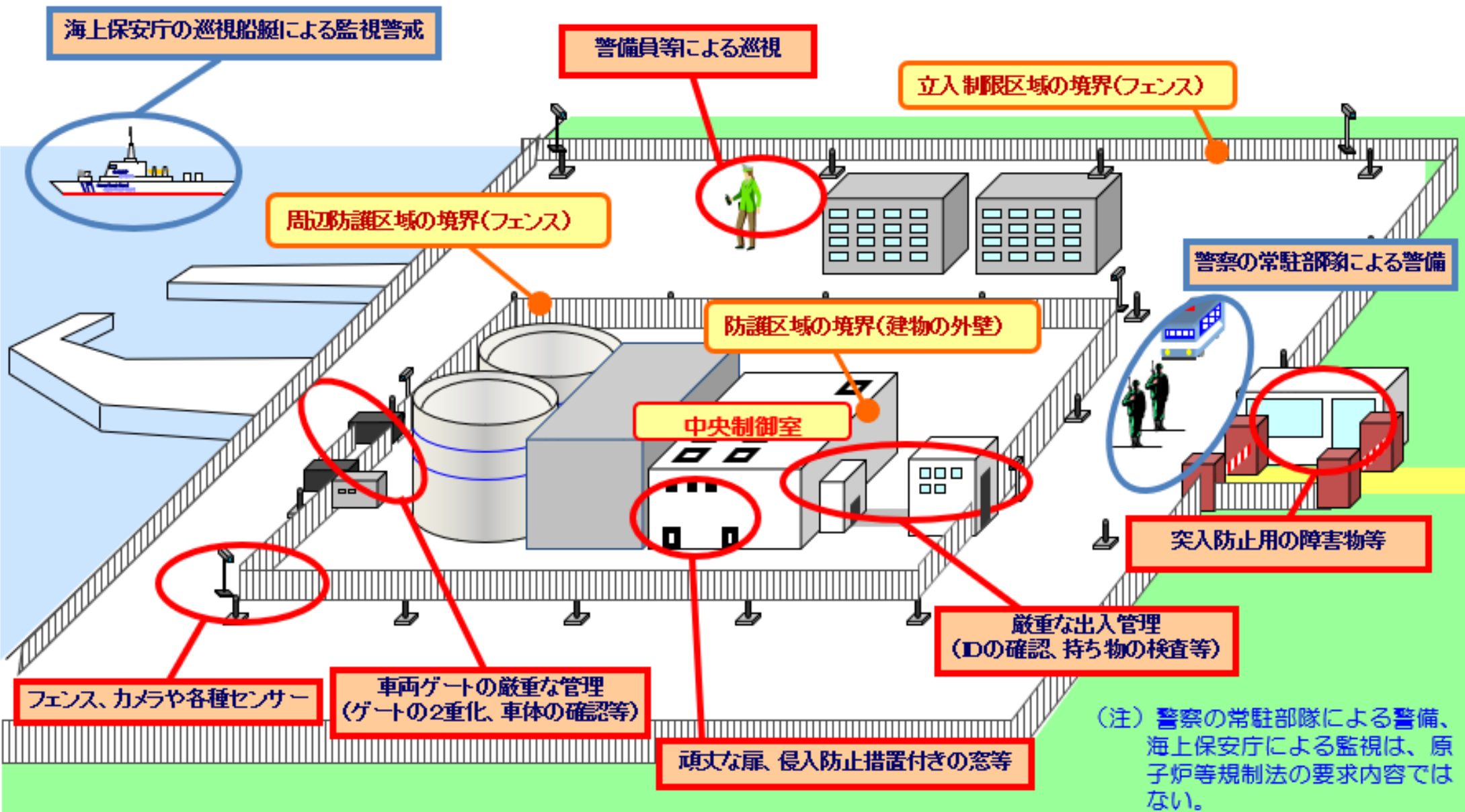
特定重大事故等対処施設の概要 (拡大)



※系統構成は一つのイメージ

フィルタ・ベント (特定重大事故等対処施設)

原子力施設のテロ対策 イメージ (拡大)



(注) 警察の常駐部隊による警備、海上保安庁による監視は、原子炉等規制法の要求内容ではない。